

日本国憲法第25条の「生活権」は、すべての国民が、食すること、着ること、住むこと、知を研ぐこと、医療を受けることができることを保障しております。

これまで、第25条は、条文の中に生存という言葉がないのに、「生存権」と言うてきました。これは間違ひですので、今後は、食べられぬは「いひ」といふ者に対する「生存権」を捨て、「生活権」といふ権利を主張しあらざはなりません。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 不、金子勝